岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅ストックの量的充足が進むなか、住宅リフォーム市場の活性化を図るために既存住宅の質の向上と有効活用を促進し、もって、県民が安心して住宅リフォームを行うことができる環境を整備するとともに空き家の利活用を図るため、岐阜県住宅リフォーム相談員(以下「相談員」という。)の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本制度は、岐阜県住宅リフォーム推進協議会(以下「推進協議会」という。)により運営する。

(登録)

- 第3条 相談員は、次の条件を満たす者であって、第5条の講習を受講した者の中から推進協議 会が登録するものとする。
 - 一 推進協議会の構成団体に所属している。(相談員の登録を申請しようとする者(以下「登録申請者」という。)が所属する事務所又は事業所が推進協議会に所属する場合は、構成団体に所属しているとみなす。)
 - 二 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条第1項に定める岐阜県知事登録の建築士事務所(以下「事務所」という。)に所属する、同法第2条第1項に定める建築士であること。
 - 三 申請の日において、建築士資格取得後10年以上の設計及び工事監理の実務経験を有する こと。
 - 四 この要綱の規定を遵守することを誓約していること。
 - 五 建築基準法、法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し処分又は刑を受けた場合、その処分等の日から3年以上経過していること。
 - 六 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。
- 2 前項の規定による登録を受けようとする者は、相談員登録申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、推進協議会に申請するものとする。
 - 一 建築士免許証の写し
 - 二 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 3 0 mm 横 2 5 mm のもの)
 - 三 第5条第2項の講習の受講修了証の写し
 - 四 前項第4号の誓約書[相談員名簿の閲覧に係る同意書] (第2号様式)

(登録証の交付)

- 第4条 推進協議会は、前条第2項の規定による申請があった場合において、登録申請者が相談 員として適格と認めた場合は、相談員台帳に登録するとともに、登録申請者に相談員登録証(第 3号様式、以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 2 登録の有効期間は、登録の日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。
- 3 推進協議会は、前条第2項の規定による申請があった場合において、登録申請者が相談員として適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、推進協議会は、登録できない旨の通知書(第4号様式)により登録申請者に通知しなければならない。

(講習)

- 第5条 登録申請者は、別表第1に定める推進協議会が実施又は指定する講習を受講しなければならない。ただし、別表第1のアの講習は相談員の登録から3年以内に受講すればよいものとする。
- 2 推進協議会は相談員の技術の向上を図るため、別表第1のアの講習会を毎年実施するものと する。

(相談員の責務)

- 第6条 相談員は、県民の依頼に対して、謙虚に誠意をもって業務を履行しなければならない。
- 2 相談員は、業務の際に知り得た情報や資料などを他者に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、不必要な住宅リフォームの勧誘をしてはならない。
- 4 相談員は、常に自己の研鑽に励み、能力向上に努めなければならない。

(相談員の業務)

- 第7条 相談員は、県民の依頼に応じて、住宅リフォーム等に係る一般相談(電話相談)業務及 び現地相談業務を行うものとする。
- 2 前項の一般相談(電話相談)業務とは、次の業務をいい、かつ、無料で行う。
 - 一 リフォーム相談
 - (1) 住宅リフォーム、住宅のバリアフリー化、省エネルギー化等の事例の紹介
 - (2) 税制や支援制度の紹介
 - (3) インスペクション制度の紹介
 - (4) 上記に関連する住宅リフォームの一般的な留意点の説明など
 - 二 空き家相談
 - (1) インスペクション制度の紹介
 - (2) 空き家の状態について助言
- 3 第1項の現地相談業務とは、次の業務をいい、依頼者から実費を徴収することができるものとする。ただし、相談員はこの額について事前に依頼者の了承を得なければならない。
 - 一 リフォーム相談
 - (1) 目視により現地を確認してから、第2項第一号の業務を実施
 - 二 空き家相談
 - (1) 空き家の状態について目視した結果を基に助言
- 4 前項の実費は、5,000円とする。
- 5 相談員は相談業務の依頼を受けたときは、正当な理由無くしてこれを拒否してはならない。
- 6 相談員は、相談業務の実施に関し、関係人の請求があったときは登録証を提示しなければならない。
- 7 相談員は、第2項の一般相談(電話相談)業務実施後は相談記録票(第5号様式)を、第3 項の現地相談業務実施後は現地相談記録票(第6号様式)を作成するとともに3年間保管しな ければならない。

(登録事項の変更)

- 第8条 相談員は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、相談員登録 事項変更届(第7号様式)により推進協議会に届け出なければならない。
- 2 推進協議会は、前項に規定する届出があったときは、相談員台帳を更新するものとする。

(登録の取消し)

- 第9条 推進協議会は、相談員が次の各号に該当したときは、登録を取り消すことができる。この場合において、推進協議会は、相談員登録取消通知書(第8号様式)により本人に通知しなければならない。
 - 一 事務所に勤務する建築士でなくなったとき
 - 二 勤務する事務所が閉鎖又は廃業となったとき
 - 三 建築基準法、法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し処分等を受けたと き
 - 四 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - 五 不必要な改修の勧誘や業務不履行など、業務に関して相当の不都合があったとき
 - 六 登録申請において、虚偽の申請があったと認められたとき
 - 七 推進協議会が指定する研修に参加しないなど、技術研鑽の努力が認められないとき
 - 八 その他推進協議会が不適任と認めたとき

2 推進協議会は前項の規定により登録の取消しを行ったときは、相談員台帳から抹消するとと もに、登録証を返納させるものとする。

(登録の辞退)

- 第10条 相談員は、登録を辞退しようとするときは、相談員登録辞退届出書(第9号様式)に 登録証を添えて届け出るものとする。
- 2 推進協議会は、前項の規定による届出があったときは、相談員台帳から抹消するものとする。 この場合において、推進協議会は、前条第1項の相談員登録取消通知書により本人に通知する ものとする。

(登録の更新)

- 第11条 登録の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)は、次の条件を満たすとともに、登録の有効期間内に別表第1のアの講習を1回以上受講しなければならない。
 - 一 推進協議会の構成団体に所属している。(更新申請者が所属する事務所又は事業所が推進協 議会に所属する場合は、構成団体に所属しているとみなす。)
 - 二 法第23条第1項に定める事務所に所属する同法第2条第1項に定める建築士であること。
 - 三 この要綱の規定を遵守することを誓約していること。
 - 四 次項の申請の日から過去3年以内に建築基準法、法、特定商取引に関する法律、その他関係法令等に違反し処分等を受けていないこと。
 - 五 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。
- 2 更新申請者は、相談員登録更新申請書(第10号様式)に第3条第2項第一号から第四号までの書類並びに登録証を添付し、登録の有効期間が満了する1ヶ月前までに推進協議会に申請するものとする。
- 3 推進協議会は、前項の規定による申請があった場合、更新申請者の過去の住宅リフォームに かかる相談業務の実績報告を求めることとし、住宅リフォームに係る相談業務の実施が認めら れた場合は、相談員台帳に登録するとともに、更新申請者に登録証を交付するものとする。
- 4 推進協議会は、第2項の規定による申請があった場合において、更新申請者が相談員として 適格でないと認めたときは、登録しないことができる。この場合において、推進協議会は、登 録できない旨の通知書により更新申請者に通知しなければならない。
- 5 第4条第2項の規定は更新後の登録の有効期間について準用する。

(登録料)

第12条 第3条の規定による登録又は第11条の規定による登録の更新を受けようとする者は、 3,000円の登録料を納めなければならない。

(登録の失効)

第13条 登録は、相談員が登録の有効期間内にその更新を行わなかったときは、その効力を失う。

(登録証の再交付)

- 第14条 相談員は、登録証を紛失又は汚損したときは、相談員登録証再交付申請書(第11号 様式)により推進協議会に再交付を申請しなければならない。
- 2 推進協議会は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものと する。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた相談員が紛失した登録証を発見したときは、速や かに当該登録証を推進協議会に返納するものとする。

(報告)

第15条 相談員は、推進協議会の求めに応じて業務の状況等を報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、相談員の登録に関し必要な事項は、推進協議会が別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成28年 月 日から施行する。
- 2 平成 28年度については、第5条別表第1のイ及びウの講習は当該年度中に受講することを条件に登録を受け付けるものとする。

別表第1 (第5条関係)

	講習	開催団体
ア	事業者向けセミナー	岐阜県住宅リフォーム推進協議会
イ	住宅省エネルギー施工・設計技術者 講習	岐阜県木造住宅生産体制強化地域協議会
ウ	既存住宅現況検査技術者講習 (インスペクション)	国の長期優良住宅化リフォーム推進事業に おけるインスペクター講習団体

(第1号様式)

岐阜県住宅リフォーム相談員登録申請書 [相談員台帳]

岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第2条第2項の規定に基づき、岐阜県住宅リフォーム 相談員の登録を申請します。この書面に記載の事項は、事実に相違ありません。

また、所属する建築士事務所の開設者及び管理建築士の同意を得ており、私が岐阜県住宅リフォーム相談員として登録されることに問題はありません。

登録申請日 平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

			申請者	氏名				F	印
ふりがな			性	別		男・	<i>サ</i>	ζ	
氏名			生年	月日		年	,	月	日
住所	〒		•	電	話				
電子メール									
建築士	〒 所在地		I	岐阜県知	事登録者	译号 ()
事 務 所	名 称								
	(管理·)	所属)建築士		電	話				
実務経験	建築士資格取2	得後 10 年以上の設計。 験が (ある ・	及び工事 ない 〕		孫経験	の有無			
7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	種別	登録年月日			登 録	: 番	号		
建築士免許		年 月	日 ()	第			号
欠格事由		における建築基準法、 基づく処分の有無	建築士	法、特定	商取引(こ関する ある	る法(・	律、そ ない	
	禁錮以上の刑	の受刑の有無			(ある	•	ない)
	要綱第5条第	1項別表第1-ア	4	年 月	目				
講習受講日	要綱第5条第	1項別表第1-イ	3	年 月	目		写	真	
	要綱第5条第	1項別表第1-ウ	4	年 月	月	 縦3	•	へ ×横 25	mm
受	付 欄		4	年 月	日	6	5 ケ丿	月以内	
		講習受講年月日		年 月	日			上半身	
				年 月	日			無背景	1
		登録年月日	3	年 月	日	(のり	づけ)	
			绺		早				

注意事項 添付書類

- ① 建築士免許証の写し
- ② 顔写真2枚(1枚は登録証貼付け用)
- ③ 講習受講修了証の写し
- ④ 誓約書 [相談員名簿の閲覧に係る同意書] (様式第2号)

(第1号様式) 裏面

変更事項記載欄

ふりがな	(平成	年	月 	日変更)					
氏 名									
	(平成 〒	年	月	日変更)					
住所	(平成 〒	年	月	日変更)	電話				
	(3:4	<i>h</i>		日本玉)	電話				
	(平成 〒	年	月	日変更)					
	(3 ; 4	hr:		口本玉)	電話				
	〒	年	月	日変更)					
					電話				
所属する 建築士事務所	〒	年	月	日変更)					
					電話				
	〒	年	月	日変更)					
					電話				
建築士免許	1級	年・2級・木造		日変更) 登録年月日 登録番号	平成 (年	月 第	日	号
備考									

(第2号様式)

誓約書〔相談員名簿の閲覧に係る同意書〕

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

私は、「岐阜県住宅リフォーム相談員」登録制度の趣旨に賛同し、県民(依頼者)から住宅リフォームに関する相談を受けたときは、拒むことなくボランティア精神と誠意をもって相談業務を行うことを誓約します。

なお、県民(依頼者)に対し、相談員として業務を行う場合は、岐阜県住宅リフォーム相談 員登録制度要綱、ならびに以下の条項について遵守します。

- 1 県民(依頼者)からの住宅リフォーム相談、空き家相談に誠実に応じる。
- 2 業務の際に知り得た情報や資料等を他者へ漏らす行為をしない。
- 3 不必要な住宅リフォームを斡旋する行為をしない。
- 4 常に自己の研鑽に励み、能力向上に努める。
- 5 県民の依頼に対して誠意を持って対応し、業務を履行する。
- 6 登録を辞退しようとするときは、速やかに登録証等を添えて届け出る。
- 7 所属事務所の異動等の変更が生じた場合は、速やかに届け出る。

また、相談員名簿に『相談員の登録番号、登録年月日』『氏名』『勤務先名称』『勤務先住所』 『勤務先電話番号』『相談業務等の実績』を掲載し、ホームページで公開するなど一般の閲覧に 供されることに同意します。

[申請者]

		平成	年	月	日
10 3 k 口 表 小 ==	# 2/2 🗸	• // / -			
相談員養成請					
	要綱第5条第1項別表第1-アの講習				
	[受講番号:]	[受講日:平成	年	月	月]
	要綱第5条第1項別表第1一イの講習				
	「受講番号:	「受講日:平成	年	月	日]
	要綱第5条第1項別表第1一ウの講習				
	「受講番号:	[受講日:平成	年	月	B1
			,	/ ,	
建筑十名实	[一級・二級・木造] 第[〕号	
建苯二儿前				۷, ۱	
	rt. by			r:r	₁ 7
	氏 名			FI	1]

[所属する建築士事務所]

建築士事務所登録	[一級・二級・木造]	第[平成	年	月] 号	目
	建築士事務所名 []
	開設者 氏 名 [印]

[表面]

岐阜県 住宅リフォーム相談員 登録証

登録番号 第

顏写真

登録年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日まで有効

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 印

[裏面]

[注意事項]

- ・県民の依頼に対して、謙虚に誠意を持って業務を履行しなけれ ばならないこと。
- ・業務の際に知り得た情報や資料などを他者に漏らしてはならな いこと。
- ・不必要な住宅リフォームの勧誘をしてはならないこと。
- ・常に自己の研鑽に励み、能力向上に努めなければならないこ
- ・業務の依頼を受けたときは、正当な理由無くしてこれを拒否し
- ではならないこと。 ・業務の実施に関し、関係人の請求があったときは本証を提示し なければならないこと。
- ・登録の取消しを受けたときは、速やかに本証を返納しなければ ならないこと。

(第4号様式)

平成 年 月 日

様

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長

登録できない旨の通知書

あなたから岐阜県住宅リフォーム相談員の登録申請がありましたが、下記の理由により登録できませんので、岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第4条第3項の規定により通知します。

(理由)

相談記録票

相談日(一般相談・現地相談)	年	月	日 ()	
扣款员	登録番号			
相談員	氏 名			
	氏 名			
依頼者の基本情報	住宅の所在地			
	家族構成			
依頼者からの相談内容				
対応内容				

岐阜県住宅リフォーム推進協議会	相談日	亚式	年	В	П	(月曜)		相談員番号及	
現地相談記録票	1日 吹 日	平成	+	7	н				No.
現地相談記録票	相談時間	午後	時	分 ~		時	分		/

	下記 太枠(↓) 及で		:[\\.	
フリガナ	T	→ 男	□ 会員 ◆相談者	分類
相談者氏名		年齢 歳代	□ 一般□ A 建□ C 施	築主 □ B 設計監理者 工業者 □ D 住宅メーカー
/ - ====================================	Ŧ	100	□ E 不	動産関係
住所	Tex : - () –	□ F そ •	の他>> >>・
□ 現地相談		·名: 1 2 3 4	◆本相談f	制度を知った経緯・照会先
持参資料	□ 何もない □ 相談概要資料 □	図面 □契約書 □見積書	□写真 □調査書等	□ その他 I
※わかる範囲で結構でする	ので、該当項目にチェック☑または■	をいれてください。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
①建築物の用途	②工事種別 ③構造・階数・対	2004/1904/00	⑤品確法適用等	⑥紛争処理中
□ 専用住宅 □ 併用住宅 ・併用用途() □ □ 集合住宅 総戸数 戸 □ 広舗専用 店舗業種 □ その他(具体的に) □ □		□ 契約前 □ 契約後 階 □ 完成後(経過) 階 ← ヶ月	評──設計評価 価──建設評価 済──自社評価 □─審査会申立て前 □─審査会審理中※ □─調査状況 □─未調査: □─地盤 □─地盤調査済 □──	□ 民事係争中※ □ ADR機関利用 □ 法律相談利用 □ 他建築相談利用 □ 他建築相談利用 □ 他建築相談利用 □ 地
() ()延べ面積	m²	>調査機関名 【	1
相談項目	企画·計画□] 設計□ 工事監理 [□法規□近隣□契約□		欠陥処理 □ 瑕疵
	紛争処理	□改修・リフォーム□その	他【	1
相談〉	1 KV 11 /0 \	回答〉	\ H	
		【補足事項】		
		面接相談日 平成 【連絡·引維事項】	年 月 日	

(第7号様式)

岐阜県住宅リフォーム相談員登録事項変更届

下記のとおり、岐阜県住宅リフォーム相談員の登録事項に変更がありましたので、岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長様

届出者 登録番号

氏 名

囙

	変更前	変更後
ふりがな 氏 名		
住 所	電話	電話
勤務先	〒 名称 電話	〒 名称 電話
建築士免許	1級 · 2級 · 木造 () 第 号	1級 · 2級 · 木造 () 第 号

注意事項

- 1 氏名が変更となった場合は、当該登録証を添えて届け出てください。
- 2 建築士免許に変更があった場合は、建築士免許証の写しを添付してください。
- 3 勤務先に変更があった場合は、誓約書[相談員名簿の閲覧に係る同意書](第2号様式)を 添付してください。

(第8号様式)

平成 年 月 日

様

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長

岐阜県住宅リフォーム相談員登録取消通知書

下記のとおり岐阜県住宅リフォーム相談員の登録を取り消しましたので、岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 登録番号
- 3 登録年月日
- 4 取消しの理由

(第9号様式)

岐阜県住宅リフォーム相談員登録辞退届出書

岐阜県住宅リフォーム相談員の登録を辞退したいので、岐阜県住宅リフォーム相談員登録制 度要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

届出者 住所

氏名

ふりがな 氏 名							
登録番号	第	号	登録年月日	平成	年	月	日
辞退の理由							

注意事項

- 1 登録証を添えて届け出てください。
- 2 本人が死亡又は失そう宣告を受けた場合は、届出義務者が届け出てください。
- 3 本人が成年被後見人又は被保佐人となった場合は、後見人又は保佐人が届け出てください。

岐阜県住宅リフォーム相談員登録更新申請書 [相談員台帳]

岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第11条第2項の規定に基づき、岐阜県住宅リフォーム相談員の登録の更新を申請します。この書面に記載の事項は、事実に相違ありません。

また、勤務する建築士事務所の開設者及び管理建築士の同意を得ており、私が岐阜県住宅リフォーム相談員として登録されることに問題はありません。

							-	平成	有	Ē.	月		日
岐阜県住宅	リフォーム推	進協議会	会長	様	申請相談登録	員登:	録番	号 平5	第战	年	月	与 E	
ふりがな					性		別	1 /-	<u>? </u>		女	·	•
氏名					生	年月	日		2	年	月		日
住所	₹							電話					
電子メール													
	Ŧ					岐	阜県	知事登	禄番爿	클 ()
建築士	所在地												
事務所	名 称												
	(管理	• 所	· [属)建	築十			電	話					
	種別	_	经 録 年 月					型	録	番	号		
建築士免許			年	月	目	()	—— 第	5			号
	過去3年以	」 内におけ	る建築基	準法、	建築	士法	、特	定商取	引に	関する	る法律	く、その	の他
欠格事由	関係法令等			無						ある	•	ない)
	禁錮以上の	刑の受刑	の有無		ı					ある	•	ない)
	áπ. L⇔ ⊐ik			年					年				年
	一般相談			件					件				件
	現地相談			件_				1	件				件
相談実績	 _{主な}												
(過去3年間)	エペ 相談内容												
(2020)	THE TOTAL												
	主な												
	対応内容												
講習受講日		年		日							写.	 真	
受		闌	講習受講名	年月日			年	月	月	┪縦		×横 2	5mm
			HI 1 1 2 HI	1 24 11			'			-	6ヶ	月以内	j
												上半	
										#		無背	
											(O)	(づけ))

注意事項 添付書類 ① 顔写真2枚(1枚は登録証貼付け用)

- ② 建築士免許証の写し
- ③ 講習の受講修了証の写し
- ④ 誓約書 [相談員名簿の閲覧に係る同意書] (様式第2号)
- ⑤ 登録証

(第10号様式) 裏面

変更事項記載欄

ふりがな	(平成 	年	月 	日変更)					
氏 名									
	(平成 〒	年	月	日変更)					
住所	(平成 〒	年	月	日変更)	電話				
	(平成 〒	年	月	日変更)	電話				
	(平成	年	月	日変更)	電話				
	Ŧ				電話				
所属する 建築士事務所	(平成	年	月	日変更)					
	(平成	 年	 月	口亦雨\	電話				
	干	+	Л	日変更)					
	(平成	 年	 月	日変更)	電話				
建築士免許			登	经録年月日 登録番号		年)	月 第	日	号
備考									

(第11号様式)

岐阜県住宅リフォーム相談員登録証再交付申請書

岐阜県住宅リフォーム相談員登録制度要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり登録 証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

岐阜県住宅リフォーム推進協議会会長 様

申請者 登録番号 第 号

住所

氏名

紛失又は汚損の年月日		平成	年	月	日
紛失又は汚損の理由(具体	本的に詳しく記入してく	ださい。)			

注意事項

- 1 写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦30mm×横25mmの写真) 1 枚を添えて申請してください。
- 2 登録証を汚損した場合は、当該登録証を添えて申請してください。
- 3 紛失した登録証を発見した場合は、速やかに当該登録証を岐阜県住宅リフォーム推進協 議会会長に返納してください。